

引越し手続き等 PR 業務委託に係る提案競技実施要領

令和 7 年 11 月

福岡市市民局総務部戸籍住民課

1 名称

引越し手続き等 PR 業務委託

2 目的

例年、3月・4月の引越しシーズンは区役所への来庁者が増加することから、区役所窓口の混雑緩和を図るため、別紙1（各手続きの概要）に掲げる手続きを積極的に広報する必要があります。

そのため、区役所に出向かなくても済むオンライン手続き等の認知度向上や利用拡大に向けて、WEB広告の企画・実施業務を委託します。

3 実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

ただし、当該業務の履行状況が良好な場合には、予算の議決を経ることを前提に、最長令和8年5月31日まで随意契約の相手方とすることがある。

4 総事業費

3,500千円を上限額とする（消費税及び地方消費税相当額含む。）

5 委託内容

- （1）別紙1に掲げる手続きの認知度向上や利用拡大を図るためのWEB広告の企画・実施業務
- （2）休日開庁におけるWEB広告の実施効果を把握するための計測・分析業務
- （3）区役所窓口の混雑緩和を図るための動画制作（15秒動画2タイプ）

6 提案内容

- （1）事業目的を達成するための、効果的なメディアプランを提案してください。

○「5 委託内容」について、WEB広告のリンク先は、別途委託している外部サイト「福岡市の新常識」（<https://fukuoka-shinjoshiki.jp/>）もしくは福岡市ホームページに2月上旬頃公開予定の臨時開庁に関するページとなります。また、動画及びバナーも同様に「福岡市の新常識」で作成したものとします。なお、いずれの素材も改変することはできません。

※「福岡市の新常識」YouTube動画（<https://www.youtube.com/@fukuoka-shinjoshiki>）

○別紙2（繁忙期来庁者分析資料）も参考にしてください。

- （2）業務推進体制と作業スケジュール

- （3）同種または類似事業の実績

自治体・公的機関に関わらず、直近3年以内に、本業務と同種または類似の業務実績があれば記載してください。

7 スケジュール ※提案競技に関する説明会及びプレゼンテーションは実施しません。

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| （1）募集開始 | 令和7年11月19日（水） |
| （2）質問受付締切 | 令和7年11月26日（水）17時 |
| （3）質問回答期限 | 令和7年11月27日（木）17時 |
| （4）参加申込締切 | 令和7年12月3日（水）17時 |
| （5）提案競技参加資格確認申請の結果通知 | 令和7年12月4日（木） |
| （6）提案書締切 | 令和7年12月10日（水）12時 |
| （7）選考（書面） | 令和7年12月11日（木）から
12月12日（金）12時まで |

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (8) 事業者決定 | 令和7年12月15日(月) |
| (9) 契約締結 | 令和7年12月16日(火) |
| (10) 広報期間 | 令和7年12月16日(火) から
令和8年3月31日(火) の間 |

8 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類若しくは電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9 参加申込

参加を希望する場合は、上記8の参加資格を確認し、(5)に掲げる書類を提出してください。

- (1) 提出期限

令和7年12月3日(水)17時まで

- (2) 提出部数

各1部

- (3) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所7階

福岡市市民局総務部戸籍住民課：角

- (4) 提出方法

提案競技参加申込書等の提出は、上記提出先に、持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、土日を除く 9 時 30 分から 17 時まで、郵送の場合は、提出期限までに必着をお願いします。

(5) 提出書類

※以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

※共同参加の場合は、それぞれの法人の書類を提出してください。提出の際には①の添付書類の右下の余白に共同参加の相手を記載してください。

※なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日、又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除する。

提出書類	説明
① 提案競技参加申込書（様式 1）	・提案競技参加申込書については、代表する事業者が作成すること。
② 委任状（様式 2）	・この提案競技の案件に係る市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。
③ 登記事項証明書（全部事項証明）	・法務局発行の「現在事項全部証明書」（履歴事項全部証明書でも可）を提出すること。
④ 市町村税を滞納していないことの証明書	・市内に本店又は支店等の事業所を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書	・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 ・証明書の種類は「納税証明書（その 3）」とする。（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）
⑥ 誓約書（様式 3）	・代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
⑦ 役員名簿（様式 4）	・市の事務事業から暴力団を排除するため、福岡県警本部へ照会するために使用する。 ・代表者及び役員（②の委任状を提出する場合は代理人を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。
⑧ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し	・直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
⑨ 会社概要	・事業概要がわかるパンフレットでも可。

⑩ 地場中小企業に関する申立書 (様式 7)	福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業(※1)(みなし大企業(※2)を除く)である場合に提出すること。 ※1 中小企業とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」の定義による(個人は除く)。 ※2 みなし大企業とは次の(i)～(v)に該当する者をいう。 (i)発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 (ii)発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 (iii)大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上をしめている中小企業 (iv)発行済株式の総数又は出資価格の総額を(i)～(iii)に該当する中小企業が所有している中小企業 (v)(i)～(iii)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業
-----------------------------------	--

(6) 提案競技への参加の辞退

提案協議参加申込書を提出した後で、参加を辞退する場合は、参加申込辞退届(様式5)を速やかに提出してください。提出先は、(3)のとおり。

10 参加資格の確認

- (1) 提案競技参加資格確認申請の結果は、令和7年12月4日(木)までに各申請者に電子メールによる文書で通知します。
- (2) 提出期限までに参加申込書等を提出しなかった者及び参加資格がないと確認された者は、この提案競技に参加することができません。
- なお、参加資格があると確認された者であっても、当該確認後、上記8の参加資格を満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがあります。

11 提案競技に関する質問及び回答

(1) 質問の方法

「質問書(様式6)」の様式により、電子メールにてお送りください。

未受領防止のため、提出を行った旨を必ず電話で連絡してください。

【質問提出先】

福岡市市民局総務部戸籍住民課：角

メールアドレス：kosekijumin.CAB@city.fukuoka.lg.jp 電話番号：092-711-4074

(2) 質問受付期間

令和7年11月26日(水)17時まで

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年11月27日(木)17時までに市ホームページに掲載します。

【掲載場所】

福岡市ホームページ＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞契約情報（契約課以外の入札、提案競技・指定管理など）＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等＞質問と回答

12 提案書の提出

上記 10 の参加資格の確認を受けた提案競技事業者は、提案書の提出をお願いします。

（１）提出期限

令和 7 年 12 月 10 日（水）12 時まで

（２）提出部数

正本 1 部、副本 7 部

（３）提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 福岡市役所 7 階

福岡市市民局総務部戸籍住民課：角

（４）提出方法

上記提出先に、持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は土日を除く 9 時 30 分から 17 時まで（提出期限日は 12 時まで）に、郵送の場合は、提出期限までに必着をお願いします。

（５）提出書類

提出書類	説明
企画提案書	・書式は自由、A4 サイズ（縦、横書き）、片面 10 ページ以内（表紙除く。） ・ページ数を記入してください。 ・表紙には、提案競技参加資格確認申請の結果通知にて指定された社名（A 社、B 社など）を記載してください。 ・提案内容から提案事業者が特定されないように留意してください。 ・副本は、提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにしてください。 ・「仕様書（案）」や「提案競技評価表」の評価項目を踏まえ、分かりやすい提案をしてください。 ・1 事業者 1 提案（共同参加の場合は、共同で 1 つの提案）とし、1 事業者からの複数の提案は認めません。
見積書	・副本は、提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）及び代表者印が分からないようにしてください。 ・委託内容の実施にかかる費用すべてを「4 総事業費」に含まれるものとして記載してください。

（６）書面による審査のため、令和 7 年 12 月 11 日（木）から 12 月 12 日（金）12 時の間に提案内容について問い合わせをする場合があります。参加申込時のメールアドレスを確認、回答できる状態にしてください。

13 選考

(1) 審査

提案競技参加者から提出された提案の審査は、本市が設置する選定委員会において別紙3（提案競技評価表）に記載する内容で行い、最優秀提案者を選出します。

(2) 選考結果

審査結果は、全ての提案競技参加者へ令和7年12月15日（月）までに電子メールによる文書で通知します。また、最優秀提案者名は、福岡市ホームページで公開します。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類については、提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (4) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

15 失格要件

この要領の条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

16 契約

選定委員会での選定に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行います。

17 委託における著作権等の権利の取扱い

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権は福岡市に帰属するものとし、福岡市及び各主要事業における二次利用を可能とします。
- (2) 制作物は、契約時に指定する媒体により納品してください。
- (3) 福岡市は、制作物を他の広報物に利用できるものとし、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による制作物の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととします。
- (4) (2) の場合において、受託者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとし、

18 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) 本資料及び関連資料にて知り得た情報について、他の目的のために使用することは禁止します。

19 添付資料

【別紙1】各手続きの概要

- 【別紙２】繁忙期来庁者分析資料
- 【別紙３】「引越し手続等PR業務委託」提案競技評価表
- 【別紙４】仕様書（案）
- 【別紙５】バナー一覧
- （様式１）提案競技参加申込書
- （様式２）委任状
- （様式３）誓約書
- （様式４）役員名簿
- （様式５）提案競技参加申込辞退届
- （様式６）質問書
- （様式７）地場中小企業に関する申立書